

県本部各課長
殿下各警察署長

共	00	00	10	40	3年
宮本サ対	第	8	1	6	号
宮本総	第	1	0	6	2号
宮本情	第	1	8	3	3号
宮本務	第	1	4	9	7号
宮本生企	第	1	4	8	6号
宮本地	第	9	0	8	号
宮本刑総	第	1	0	0	3号
宮本組	第	8	5	1	号
宮本交企	第	9	6	2	号
宮本公	第	7	7	2	号
令和4年9月28日					
宮城県警察本部長					

警察署におけるサイバー戦略の具体的推進要領について（通達）

警察署におけるサイバーセキュリティ戦略に関する具体的推進要領については、これまで「警察署におけるサイバーセキュリティ戦略の具体的推進要領について（通達）」（平成30年11月21日付け宮本サ対第848号ほか）により示してきたところであるが、この度、「宮城県警察におけるサイバー戦略について（通達）」（令和4年9月28日付け宮本サ対第814号ほか）に基づき、警察署におけるサイバー戦略の具体的推進要領を下記のとおり策定したので、各位にあっては、効果的な施策の推進に努められたい。

記

1 体制及び人的基盤の強化

(1) サイバー空間の脅威に対処するための体制の構築

サイバー部門の人材、資機材等リソースの拡充を進めるとともに、部門一体となった広報啓発活動・被害防止対策の企画・実施等が実効的に行われるよう、警察署長を中心とする関連部門の連携体制を一層強化すること。

(2) 優秀な人材の確保及び育成

ア 優秀な人材の確保

サイバー関連分野の知見を有する人材を確保するため、高等専門学校や大学等への採用活動の強化、情報処理に係る資格保有者に対する採用試験の受験勧奨等、優秀な人材の確保のための取組を推進すること。

なお、採用活動の実施に当たっては、本県独自に設定している一般警察官採用試験における情報処理資格を有する受験者への加点及び特別採用枠「サイバー捜査官」について広報啓発を図るなど、積極的な採用活動を推進すること。

イ 民間事業者との良好な関係の構築

高度で専門的な知識やノウハウを有している管内の民間団体、事業者、学術機関等と良好な関係を構築し、採用試験への積極的な推薦を受けること。

(3) 警察職員全体の対処能力の向上

「宮城県警察サイバー人材育成計画2022」の策定について（通達）（令和4年3月2日付け宮本サ対第128号）に基づき、サイバー人材育成計画を踏まえ、サイバーセキュリティ等に係る修養の重要性を周知徹底するとともに、定期会議や朝会等あらゆる教養機会を有効に活用するための教養内容の見直し、教養機会の拡大、教養資料の整備等を推進すること。

また、職員の自己研鑽を促進するため、eラーニングシステム等を活用した自主学习、教養資料の配布、警察部内でのサイバーセキュリティ関連競技大会への参加促進を図ること。

(4) サイバー犯罪等対処能力検定の積極的な取得推進

県民からの要望や相談、被害の申告等に適切に対応するためには、全警察職員がサイバー空間の脅威に対する基礎的かつ一般に広く普及するサービスに関する知識を習得していることが前提である。そのため、知識習得の目安となるサイバー犯罪等対処能力初級検定を必ず取得させるとともに、中級及び上級については事件捜査に従事又は従事予定の者を中心に、取得を奨励すること。

2 実態把握と社会変化への適応力の強化

(1) 通報・相談への対応強化による実態把握の推進

ア 警察への通報・相談の促進

政府の「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）において、「サイバー犯罪に関する警察への通報や公的機関への連絡の促進によって、サイバー犯罪の温床となっている要素・環境の改善を図る」とされているなど、警察のみならず政府・社会全体として取り組むべき課題とされている。こうしたことから、被害通報を促進するための広報啓発に取り組むとともに、民間事業者とも連携して、通報・相談促進に向けた気運の醸成に取り組むこと。

イ 相談対応の充実等

通報・相談に適切に対処するため、1(3)のとおり、署員全体の対処能力の向上を図るとともに、対処に専門的知見を要する相談等を受理した場合には、生活安全部サイバー犯罪対策課（以下「サイバー課」という。）をはじめとする本部関係課に遅滞なく報告するなど、部門間連携により適切な対応体制を構築すること。

また、より適切かつ円滑な対応を可能とするための相談対応の充実や官民連携の強化を推進すること。

さらに、被害企業等における業務の早期復旧等に配慮した初動捜査を推進すること。

(2) 実態解明と実効的な対策の推進

ア 捜査関連情報等に対する分析の充実・高度化及び厳正な取締りの推進

サイバー事案の捜査や通報・相談等を通じて事案を把握した場合は、被疑者の検挙だけでなく、犯行手口等の実態解明や被害の未然防止・拡大防止を図る観点も不可欠である。そのため、一つの事案のみに着目するのではなく、サイバー事案に係る情勢を的確に捉え、攻撃者につながる可能性のある情報その他の広範な関連情報を総合的に収集・分析・評価し、サイバー事案において特定の攻撃グループ、国家機関等が関与していることを明らかにすることが重要である。その上で、より広い範囲での実態解明を進めるとともに、サイバー事案の厳正な取締りを推し進め、関係機関と連携して、解明された情報の適切な公表による更なる被害の抑止（いわゆる「パブリック・アトリビューション」）を念頭に置いた取組を推進すること。

また、被害の未然防止・拡大防止、犯罪インフラ対策等も視野に入れ、より広範な視点から捜査関連情報等に対する分析に取り組むこと。

イ インターネット上の脅威情報等の収集及び分析の高度化

児童ポルノや規制薬物広告、自殺誘引情報等の違法・有害情報に厳正に対処するため、インターネット・ホットラインセンターからの通報及びサイバーパトロール等を通じて把握した情報を端緒として、事件化や削除依頼等を積極的に推進すること。

ウ サイバーパトロール支援システム等を活用した情報の収集・分析の強化

各種サイバー犯罪に迅速・的確に対応するため、サイバーパトロール支援システム等関係資機材を活用し、インターネット空間における脅威情報を含む各種サイバー犯罪等に関する情報の集約・分析に努め、必要な情報共有を図るとともに、事件化を積極的に行うこと。

3 部門間連携の推進

(1) 事案認知における部門間連携

適切な相談受理がなされるよう関係部門の連携を推進するとともに、通報・相談された内容が、警察署・警察本部間において、早期に整理・共有・分析される情報伝達がなされるよう、組織間の連携を推進すること。

(2) 適切な部門間の分担及び連携の推進

サイバー事案のうち、捜査に当たり高度な専門的知識及び技術を要さないものについては、各警察署の事務分掌に基づき、警察署事件担当課（以下「署事件担当課」という。）において主体的に捜査を行うほか、サイバー課をはじめとする本部関係課及び警察署生活安全課（以下「署生安課」という。）は、必要に応じて署事件担当課を適切に支援し、連携を推進すること。

4 国際連携の推進

被害企業等からの通報・相談に適切に対応し、初動捜査を徹底するとともに、サイバー課をはじめとする本部関係課と緊密に連携して、迅速かつ的確な国際捜査を推進すること。

5 官民連携の推進

(1) 産学官の知見等を活用した対策の推進

サイバー空間の脅威に対処するためには、警察による取締りのみならず、民間事業者等の知見を活用した取組が必要であることから、民間事業者、学術機関、自治体等（以下「民間事業者等」という。）が有する知見及び情報を活用するため、常日頃から協力関係を構築することが重要である。その上で、最新のサイバー空間の脅威、インターネット上の新たなサービスを悪用した事案等について積極的に情報共有を図るとともに、入手した情報等については、サイバー課を通じて「宮城県サイバーセキュリティ協議会」への情報提供を積極的に実施するなど、効率的な情報共有を推進すること。

なお、民間事業者等が、サイバー犯罪・サイバー攻撃事案を認知した場合は、迅速な情報提供及び捜査活動への協力が得られるよう対策を推進すること。

(2) 民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進

関係機関、民間事業者・団体等と連携し、産業機械、医療機器、今後普及が想定される自動運転車等のIoT機器に関する脅威情報、インターネットバンキングに係る不正送金事犯、インターネット上の新たなサービスを悪用した事案等の情報を広く管内住民に広報すること。

(3) 民間事業者等と連携した犯罪インフラ対策の推進

ア 他部門と連携した効果的な取組の推進

署生安課が被害防止対策において連携する民間事業者等は、他部門からも働き掛けを行っていることが多いことから、部門間で必要な調整を行うなど緊密に連携し、民間事業者等との良好な関係を構築するとともに、関係部門が一体となって効果的な取組を推進すること。

イ 公衆無線LANの実態把握活動の推進

公衆無線LANは、主に人の多く集まる商業施設や公共施設、宿泊施設、コンビニエンスストアなどに設置されることが多く、他人の通信をのぞき見たり、サイバー攻撃の踏み台として悪用される事案も発生している。このことから、管内の設置状況やセキュリティ対策等の実態把握を推進すること。

また、必要なセキュリティ対策が導入されていない場合は、犯罪インフラとして悪用されることを防ぐため、サービスの見直しや事後追跡可能性の確保等必要な対策がとられるよう、悪用の危険性や被害実態等の情報提供及び働き掛けを推進すること。

ウ 本人確認徹底の要請等

データ通信専用SIMカード等契約時における公的書類による本人確認の徹底について民間事業者の取組を注視しつつ、関係機関等と連携しながら、関係事業者に対し適切な指導を推進する。さらに、インターネットカフェにおける利用者の本人確認、コンピュータの使用状況の記録の保存等の防犯指導を推進すること。

エ インターネットバンキングに係る不正送金事犯等対策の推進

インターネットバンキング及びキャッシュレス決済サービスをめぐるサイバー犯罪の対策について、金融機関・資金移動業者等への犯行手口に基づく注意喚起の実施、暗号資産取引口座を含む不正な送金先口座の凍結検討依頼等を推進すること。

オ インターネット上の誹謗中傷への対応

インターネット上の誹謗中傷に係る相談に際し、その内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導・助言、法務局人権擁護担当、違法・有害情報相談センター等の専門機関の教示等、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じる。また、刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、捜査機関として適切に事件に対処すること。

カ クレジットカードの不正利用事案への対応

eコマース（電子商取引、EC）に関連するクレジットカードの不正利用事案に関し、組織犯罪性が疑われる事案への取締りを強化すること。

キ 判明した犯罪インフラのテイクダウン

サイバー事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した管内に存在するC2サーバ等の犯罪インフラについて、管理者等への情報提供・対応依頼を通じて確実にテイクダウンが行われるよう取り組むこと。

(4) 地域において活動する多様な主体との連携

ア 地域に根ざした各主体の防犯活動との連携

中小企業等はサイバー空間の脅威に対して十分な対応ができていないとの指摘等も踏まえ、サイバー保険を取り扱う損害保険会社等と連携するなど中小企業等に対する広報啓発活動を推進する。また、関係機関・団体等と連携した協議会やネットワーク等が構築されていることから、中小企業対策についても、これらの協議会等に働き掛けるなどの取組を推進すること。

イ 事業者との共同対処協定の拡大・充実

サイバー事案の潜在化防止や再発防止等を目的とした共同対処協定について、中小企業を含む広範な業界の企業、商工会など地域の産業組織等とも締結が進むよう取り組むとともに、協定締結後においても、平素から顔の見える関係を構築するなど実効性の向上に取り組むこと。

ウ 官民連携に係る取組の継続的推進

「サイバーテロ対策協議会」、「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」等を通じた脅威情報の提供や助言、事案発生を想定した共同対処訓練の実施やサイバー事案に関する情報の共有、未知の不正プログラム、不正接続先等の情報の共有等官民連携に係る取組を推進すること。

エ 経済安全保障の観点を考慮に入れた対策の推進

経済安全保障の観点からもサイバーセキュリティ対策の推進は重要性を増していることから、サイバー事案により、我が国が保有する技術情報をはじめとする様々な情報が窃取されるリスクがあることや、サプライチェーンを構成す

る企業が打撃を受けるリスクがあることについて、関係機関と連携し、民間事業者・業界団体、研究機関等に注意喚起を行うこと。

オ 学校教育と連携したセキュリティ人材の育成

地域社会全体のセキュリティ水準を向上させるため、警察のサイバーセキュリティに関する知見を活用し、大学や高等専門学校等に対する講師派遣、出張講義等の取組を推進すること。

また「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月25日閣議決定）は、「国は、警察等の関係機関と連携しながら、教育委員会における教職員に対するサイバーセキュリティに関する研修の充実を促進する」としており、各警察署は、サイバー関連の知識を有する署員を教育委員会における研修の講師として派遣するなどを通じて、地域社会全体のセキュリティ水準の向上を図ること。

カ サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化

サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化のため、各種イベント等において活動事例を紹介するなど広報活動を推進するとともに、サイバーパトロールモニターや大学生サイバーボランティアのボランティア活動が促進されるよう、ボランティアから通報される情報に対する積極的な事件化を図る。ボランティアと連携した適正なインターネットの利用方法についての教育活動やインターネット利用者の規範意識向上のための広報啓発活動を行うなど、サイバー防犯ボランティア活動の活性化を推進すること。

なお、政府の「サイバーセキュリティ戦略」及び「第3次学校安全の推進に関する計画」は、学校とサイバー防犯ボランティアの連携を図り、サイバーセキュリティに関する注意事項の啓発等に取り組むこととしており、各警察署は、小中学校、高等専門学校、大学等とも連携しながら効果的な取組を推進すること。

6 報告等

(1) 施策の推進状況

サイバー戦略に係る施策等の推進状況は、その都度、署生安課において取りまとめの上、定められた申報様式により生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー課長」という。）を経由して報告すること。

(2) 事件情報

警察署で端緒を入手したサイバー犯罪に関連する事件情報については、署事件担当課は容疑段階から速やかに本部事件主管課長に報告を行うとともに、その都度、署生安課において取りまとめの上、サイバー課長に報告すること。

(3) 検挙報告等

サイバー犯罪に関連する検挙報告等は、その都度、署生安課において取りまとめの上、サイバー課長を経由して報告すること。

なお、サイバー犯罪のうち、特にネットワーク利用犯罪は全ての署事件担当課

において取り扱う可能性があり、サイバー犯罪への該当性については個別の判断が必要になる場合もあることから、疑義が生じた場合は、下記担当まで問い合わせること。

担当

施策関係：サイバーセキュリティ推進係
(内線 3 4 8 4)

事件関係：サイバー犯罪捜査指導係
(内線 3 4 9 3)